

商品概要説明書

J Aフリーローン（山陰信販保証型）

（2024年1月1日現在）

商品名	J Aフリーローン（山陰信販保証型）
ご利用いただける方	○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。 ○本人または配偶者に安定継続して収入のある方。 ※個人事業者、パート、アルバイト、主婦、年金受給者等も貸付対象者。 ○山陰信販株式会社が保証を承諾した方。
資金使途	○自由（事業性資金、借入金の肩代わり資金を含む。）
借入金額	○5 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とします。 但し、パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は 100 万円以内とします。
借入期間	○15 年以内（1 ヶ月単位）とします。
借入利率	○【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 1.5%～5.0%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（山陰信販株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または融資課（電話：0859-37-5807）にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）

その他	<ul style="list-style-type: none">○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○印紙税が別途必要となります。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---

J A 鳥取西部